

緊急時訪問看護の利用に関する留意点

* 緊急時訪問看護加算

ご希望により、24 時間電話等により利用者・ご家族の相談に対応。緊急時訪問を必要に応じ実施することが可能になります。この場合、その月の 1 回目の訪問を行った時に別途加算され、緊急の訪問を行った場合には、その都度基本料金がかかります。緊急時訪問看護加算の対象の方には 1 月の内 2 回目以降の訪問には早朝・夜間／深夜の加算がつきます。

- ① 緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
- ② 緊急時訪問看護加算については、当該月の第一回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に加算するものとする。なお当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用した場合の緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における二十四時間連絡体制加算及び二十四時間対応体制加算は算定できないこと。
- ③ 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数（准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の百分の九十）を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できない。ただし、特別管理加算を算定する状態の者に対する一月以内の二回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定する。
- ④ 緊急時訪問看護加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。
- ⑤ 訪問看護を担当する医療機関にあつては、緊急時訪問看護加算の届出は利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として届け出させること。なお、訪問看護ステーションにおける緊急時訪問看護加算の算定に当たっては、介護報酬改定に関する通知の改正案（原案）第一の 1(5)によらず、届出を受理した日から算定するものとする。

(介護保険)

緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護同意書

訪問看護ステーションタカラ

施設責任者 阿部 美津江 殿

私は、担当職員より重要事項説明書別紙で緊急時訪問看護及び介護予防緊急時訪問看護について説明を受け、このサービスを利用することに同意します。

令和 年 月 日

契約者 印

代理人 印

(契約者との続柄：)

訪問看護ステーションタカラ緊急連絡先

利用者名：_____様

営業時間外に緊急の連絡先をご用意いたしております。

営業時間外の緊急時は下記の番号にお問い合わせください。

090-2984-1088

緊急の場合のみ連絡お願いいたします。